９月定例総会議事録

１．開催日時　令和８年９月２４日（木）午前１０時～１０時２５分

２．開催場所　宇部市福祉ふれあいセンター　３階　第３講座室
（宇部市琴芝町二丁目４番２５号）

３．出席委員　会　長　　原田　秀一
職務代理　上田　直樹
委　員　　内山　信行、江本　政彦、山本　洋一、増田　真由美、
河村　守浩、関谷　利彦、原野　英雄、冨永　茂巳、
野村　敏則、岡田　保子、壹岐　浩二、伊藤　勇、
大草　知子・・・（１５人）

４．欠席委員　縄田　加奈江、眞鍋　信也、正司　浩幸・・・（３人）

５．議事日程
第１　議事録署名委員の指名
第２　付議事項
議案第１号　農地法第３条の規定による許可申請について
議案第２号　農地法第４条の規定による転用許可申請について
議案第３号　農地法第５条の規定による転用許可申請について
議案第４号　非農地証明について
議案第５号　事業計画変更承認について
議案第６号　農用地利用集積等促進計画（案）の審査について
議案第７号　令和９年度宇部市農業施策に関する要望（案）について
第３　報告事項
報告第１号　農地法第１８条の規定による賃貸借契約の解約通知について

６．事 務 局　久村局長、冨田局長補佐、高瀬係長

議　　長：　定刻となりましたので、９月の定例総会を開会します。
事務局から諸般の報告をお願いします。

事 務 局：　それでは諸般の報告をします。
本日の出席人数ですが、ただ今の出席委員は１５人です。
欠席は３名となっています。
本日の議事は、議案第１号から第７号までの付議事項１９件及び報告事項１件となります。
以上で報告を終わります。

議　　長：　本日の委員１８人中１５人出席ですので、総会は成立しています。
本日の議事録署名委員については私から指名します。
西岐波地区の山本委員、楠地区の伊藤委員にお願いします。
なお、書記については、事務局職員に対応させます。
ただ今の事務局報告に質疑等はありませんか。

（質問、意見なし）

議　　長：　それでは、これより議事に入ります。

議案第１号、農地法第３条の規定による許可申請について、地区単位で一括して上程します。事務局から説明をお願いします。

事 務 局：　議案書は１ページの厚南地区の議案、２１番について説明します。本件について、事前質問はありませんでした。また、申請内容及び事務局所管台帳と照合した結果、許可要件のすべてを満たしていると考えます。
以上です。

議　　長：　厚南地区の１件について、質問、意見等ありますか。

（質問、意見なし）

議　　長：　【厚南地区よろしいですか】

事 務 局：　地区協議会では特に問題なく承認という事になりました。

議　　長：　採決に入ります。厚南地区の１件について、許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。

（全員挙手）

議　　長：　全員賛成ですので、２１番は、許可します。
事務局、次をお願いします。

事 務 局：　議案書は３ページの楠地区の議案、２２番について説明します。本件について、事前質問はありませんでした。また、申請内容及び事務局所管台帳と照合した結果、許可要件のすべてを満たしていると考えます。以上です。

議　　長：　楠地区の１件について、質問、意見等ありますか。

（質問、意見なし）

議　　長：　【楠地区よろしいですか】

伊藤委員：　はい。

議　　長：　採決に入ります。楠地区の１件について、許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。

（全員挙手）

議　　長：　全員賛成ですので、２２番は、許可します。
次に、議案第２号、農地法第４条の規定による転用許可申請について、地区単位で一括して上程します。事務局、説明をお願いします。

事 務 局：　議案書は５ページの東岐波地区の議案、３番について説明します。本件について、事前質問はありませんでした。また、立地及び一般基準の許可要件は、すべて満たしております。以上です。

議　　長：　東岐波地区の１件について、質問、意見等ありますか。

（質問、意見なし）

議　　長：　　東岐波地区では問題ございませんでした。

議　　長：　採決に入ります。東岐波地区の１件について、許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。

（全員挙手）

議　　長：　全員賛成ですので、３番は、許可します。
次に、議案第３号、農地法第５条の規定による転用許可申請について、地区単位で一括して上程します。事務局、説明をお願いします。

事 務 局：　議案書は７ページから１２ページまでの東岐波地区の議案、４７番から４９番まで３件あります。３件について、事前質問はありませんでした。また、いずれも立地及び一般基準の許可要件は、すべて満たしております。なお、４８番、４９番の転用目的が太陽光発電施設となっていますが、自治会長および近隣地権者へは説明済みであり、また、太陽光発電事業に関する申請要領の条件も満たしていることを確認しています。以上です。

議　　長：　東岐波地区の３件について、質問、意見等ありますか。

（質問、意見なし）

議　　長：　東岐波地区はよろしゅうございます。

議　　長：　では採決に入ります。東岐波地区の３件について、許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。

（全員挙手）

議　　長：　全員賛成ですので、４７番から４９番までは、許可します。
事務局、次をお願いします。

事 務 局：　議案書は１３ページの厚南地区の議案、５０番について説明します。本件について、事前質問はありませんでした。また、いずれも立地及び一般基準の許可要件は、すべて満たしております。以上です。

議　　長：　厚南地区の１件について、質問、意見等ありますか。

（質問、意見なし）

議　　長：　【厚南地区よろしいですか】

事 務 局：　はい。地区協議会では特に問題ございませんでした。

議　　長：　採決に入ります。厚南地区の１件について、許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。

（全員挙手）

議　　長：　全員賛成ですので、５０番は、許可します。

次に、議案第４号、非農地証明申請について、一括して上程します。

事務局、説明をお願いします。

事 務 局：　議案書は１５ページから３２ページまでの議案、４６番から５４番までの９件です。いずれの議案も、事前質問はありませんでした。申請地の現況について順に説明します。議案書とあわせて、スクリーンに映しています現況写真をご覧ください。

４６番、大字東岐波です。約３０年前より耕作放棄され、現在に至っています。

４７番、大字東岐波です。平成１７年に相続した際より耕作しておらず、現在に至っています。

４８番、大字東岐波です。平成２０年頃より耕作放棄され、現在に至っています。

４９番、草江三丁目です。昭和３０年以前に居宅が建築され、現在に至っています。

５０番、東梶返三丁目です。約４０年前に倉庫及び家屋を建築し、現在に至っています。

５１番、寺の前町です。昭和２６年に住宅及び物置が建築され、宅地、庭、駐車場の状況で、現在に至っています。

５２番、北条一丁目です。平成１０年頃より耕作放棄され、現在に至っています。

５３番、大字妻崎開作です。平成６年に隣接する土地に共同住宅を建設した際に一部を舗装し、現在に至っています。

５４番、大字妻崎開作です。昭和４８年より駐車場として利用され、約３０年前に一部を自動車修理工場とし、現在に至っています。

以上です。

議　　長：　本件について、質問、意見等ありますか。

議　　長：　ちょっと補足説明致します。東岐波地区の４７番、４８番。これは面積が広いですけど６反強位ございます。親御さんが亡くなられて相続されたんですが、農機具はありません。で、非農地申請が出たのは、一応この農地の横の川が宮脇川という川でして、これが毎年１回か２回か、下流の方で氾濫するんです。で、今の気象状況では、大体河川の設置が昭和５０年位で護岸工事をした状態なんですけれども、一部狭くなっており川が溢れて田んぼの中に水が入り込んで、これをどうにか調整しないといけないという形で昔から考えて協議しておりました。そこで、ここの４７番、４８番で貯水池を作ろうという事です。三方向が山ですので、上流からの山の水を一部受けて、下流に流れる水の量を調整しようという形で、それを今実行しようという事です。地主さんとお話しした状態では、「ＯＫよ。是非使ってくれ。」との事です。下流の方も酷い時には一面が水浸しになる。それでため池をこしらえて調整すればいけるだろう。日照りの時には、そこから水を出して、田んぼの方に流そうという事です。いずれはそのため池は市の方に移管しようという計画でございますので、ちょっと面積的には広いですけれども転用で出しても良かったんだけど、まあ結果が一緒ならええわという形で非

農地を出した、という状況でございます。だからこれから先、異常気象になって雨がどんどん降ってくると、もう昔の考え方、時間当たり５０ミリの雨だったら、設計しとるだろうけど、これが１時間当たり１００ミリに増えたら、もうどうしようもない。で田を植えていると、堰板をあげてそのまま水を取る所があるんですけれども。事前に堰板を上げていれば良いですけれども、ちょっとでも堰板があると、もう溢れまわしてどねいもこねいも。水が流れた時には堰板を退けられないんです。だから、男衆５人６人位寄ってたかって鍬やら何やら持って棒を持って堰板に打ち込んで引っ張り上げようとするけど、上がりゃあせん。だから上で貯水池をこしらえようや、という話になりましたので、お含みおきいただきたいと思います。

皆さんの河川のところでそういう問題はありませんか。

これは産廃処分業者に渡る非農地証明ではありませんので頭に入れておいてください。

議　　長：　採決に入ります。本件について、議案書記載のとおり証明することに賛成の方は、挙手をお願いします。

（全員挙手）

議　　長：　全員賛成ですので、本件について承認することとします。

次に、議案第５号、事業計画変更申請について上程します。事務局、説明をお願いします。

事 務 局：　議案書は３３ページの議案、３番について説明します。本件について、事前質問はありませんでした。令和７年１２月１６日に資材置場及び車両置場として転用許可を受けたものの、経営状況の変化に伴い、事業用分譲地の貸地として利用する事業計画へ変更することから、所要の手続きを行うものです。以上です。

議　　長：　本件について、質問、意見等ありますか。

議　　長：　えらいこれ事業申請から変更届が出るの、早いね。初めからこれ狙っているのでは。

議　　長：　それでは採決に入ります。本件について、承認することに賛成の方は、挙手をお願いします。

（全員挙手）

議　　長：　全員賛成ですので、本件について承認することとします。

次に、議案第６号、農用地利用集積等促進計画（案）の審査について、上程します。事務局、説明をお願いします。

事 務 局：　議案書は３５ページから４１ページまでです。本件について、事前質問はありませんでした。農地中間管理事業の推進に関する法律第１９条第３項の規定において，「市町村は，促進計画案作成にあたり，農業委員会の意見を聴くものとする」とされていることに伴うものです。以上です。

議　　長：　本件について、質問、意見等ありますか。

（質問意見なし）

議　　長：　採決の前に該当地区ごとに取りまとめたいと思います。
【旧市】、【二俣瀬】、【小野】、【船木】の委員さん、よろしいでしょうか。

（該当地区委員異議なし）

議　　長：　分かりました。それでは採決します。
本件について、原案どおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。

（全員挙手）

議　　長：　全員賛成ですので、議案第６号は原案どおり決定します。
次に、議案第７号、令和９年度宇部市農業施策に関する要望（案）について、上程します。事務局、説明をお願いします。

事 務 局：　議案書は、４２ページから４５ページまでです。
７月に委員の皆さんからいただきました意見を、市への要望としてまとめたものです。１０月下旬に市長へ提出する予定です。以上です。

議　　長：　本件について、質問、意見等ありますか。

（質問意見なし）

議　　長：　それでは採決します。
本件について、原案どおりに決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。

（全員挙手）

議　　長：　全員賛成ですので、本件については承認します。
付議事項は終わりました。
次に、報告事項に入ります。事務局、説明をお願いします。

事 務 局：　総会報告事案は１件です。
報告第１号、議案書は４６ページ、４７ページです。小野地区の賃貸借の「合意による解約」の通知があった旨の報告です。以上です。

議　　長：　ただいまの報告事案について質問等はよろしいですか。
これは報告事項であり了解いただきたいと存じます。
事務局から連絡等はありませんか。

（事務局から次回日程について連絡）

議　　長：　すべての議事が終わりました。
これを持ちまして、９月定例総会を閉会します。

（終了時間１０：２５）